

第2節 民生安定計画

第1項	生活相談	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 各課
第2項	女性のための相談	<input type="checkbox"/> 人権政策課 <input type="checkbox"/> 各課
第3項	雇用機会の確保	<input type="checkbox"/> 企業立地課
第4項	義援金品の受付及び配分等	<input type="checkbox"/> 地域福祉課
第5項	災害弔慰金等の支給	<input type="checkbox"/> 地域福祉課
第6項	生活資金の確保	<input type="checkbox"/> 地域福祉課
第7項	租税の徴収猶予・減免等	<input type="checkbox"/> 税務課
第8項	災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	<input type="checkbox"/> 人権政策課 <input type="checkbox"/> 各課

【基本方針】

災害時には、多くの人がり災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が一時的な混乱に陥る可能性がある。こうした混乱を解消し、速やかな災害復旧・復興を図るため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

第1項 生活相談

大規模災害時には、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、市役所内等に「災害相談窓口」を開設し、問い合わせや相談等の情報をもとに住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。

災害相談窓口は関係各課により編成し、行方不明者等の問合せの受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受け付ける。さらに、災害によって生じる法律問題や住宅応急修理等の専門的問題に対処するため、弁護士会、建設協力会等に協力を要請する。

また、災害相談窓口では、災害時における住民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1) 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。
- 2) 国や県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、相談窓口では市の対策の

みではなく、総合的な観点での情報提供や必要に応じた的確な窓口への誘導を図る等して丁寧な対応に努める。

第2項 女性のための相談

災害により生じた女性特有の問題について、その相談に応じるため、市は次に掲げる処置を講ずる。

- 1) 避難所等において女性特有の問題に関する相談を受けるため窓口を設置する。
- 2) 県が行う電話相談の実施や、県の京築保健福祉環境事務所等と共同し避難所等の必要な場所への女性相談員や保健師の派遣など、女性のための相談について協力する。

第3項 雇用機会の確保

災害により被害を受けた住民が、痛手から速やかに再起・更生できるよう、被災地域内の事業所等への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職のあっせん等を定めることにより被災者の生活の確保を図る。

- 1) 市は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業あっせんについて、福岡労働局及び県に対する要請措置等必要な対応について、被災者生活再建計画として平常時から確立しておき、災害復旧対応から復興対応へと移行していく際に、遅滞なく雇用対策を推進するように努める。
- 2) 市並びに福岡労働局と県は協力して災害により被災した事業所の把握に努めるとともに、被災地域を管轄する出先機関の長を通じ、また関係団体の協力を得て、雇用維持を要請し、労働者の雇用の安定を図る。

第4項 義援金品の受付及び配分等

災害時には国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されることから、市はこれらの受入体制を早期に確立する。また、被災者に寄託された義援金品の配分は次により行う。

1. 義援金品の受付

市は平常時から、災害時における義援金品の受付等対応策についてあらかじめ検討しておく。また、義援金品の受付にあたり、氏名や住所（匿名を希望する者はその意思を優先する）並びに寄託内容等について台帳としてとりまとめ、義援金品の紛失等が起こらないよう保管や管理について徹底する。

2. 義援金品の配分

- 1) 市は、知事または日本赤十字社から配分を委託された義援金品を、日赤奉仕団など各種団体の協力を得てり災者に遅滞なく配分する。
- 2) 義援金品の配分は、次の基準により義援金品配分委員会を開催のうえ決定する。ただし、配分委員会が特に必要があると認めた場合はこの基準によらないことができる。

7. 配分基準（配分比）

a. 義援金（※ 半壊半焼世帯を1とする）

死者（行方不明で死亡と認められるものを含む）	10
重傷者（3か月以上の治療を要する見込みの者）	5
重傷者（1か月以上3か月未満の治療を要する見込みの者）	3
全壊全焼流失世帯	2
半壊半焼世帯	1

b. 義援品（床上浸水世帯を1とする。）

全壊全焼流失世帯	3
半壊半焼世帯	2
床上浸水世帯	1

1. 配分の方法

地域福祉課が対象者等へ配分する。

ウ. 義援金品配分委員会の構成

義援金品配分委員会は次に掲げる者その他義援金品の配分に関し適当と認める者をもって構成する。

- a. 各班長
- b. 副班長
- c. その他班長が選任した者

3. 義援金保管場所

市は義援金の保管場所や出納方法等についてあらかじめ検討しておく。また、義援金の保管にあたっては紛失等が発生しないよう金庫の管理や金融機関からの支援を受けるほか、その出納については地域福祉課長、あるいは地域福祉課長が指名する市職員（責任者代理）が立ち会うなど義援金の出し入れの管理を徹底するものとする。

第5項 災害弔慰金等の支給

市は条例等の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金等を遅滞なく被災者へ支給するものとする。【資料編*IV.3.2、資料編*IV.3.3、資料編*IV.3.4】

*資料IV.3.2「行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例」

*資料IV.3.3「行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」

1. 災害弔慰金

災害弔慰金	対象災害 (自然災害)	a. 市内で住家が5世帯以上滅失した災害 b. 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 c. 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 d. 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	
	支給額	a. 生計維持者 b. その他の者	500万円 250万円
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る）	

2. 災害障害見舞金

災害障害見舞金	対象災害 (自然災害)	a. 市内で住家が5世帯以上滅失した災害 b. 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 c. 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 d. 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	
	支給額	a. 生計維持者 b. その他の者	250万円 125万円
	障害の程度	a. 両目が失明したもの b. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの c. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの d. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの e. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの f. 両上肢の用を全廃したもの g. 両下肢のひざ関節以上で失ったもの h. 両下肢の用を全廃したもの i. 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

3. 災害見舞金の支給

市内における災害（災害救助法による救助の行われる災害を除く。以下「災害」という。）により住宅に被害を受けた者に対し、市は、「災害見舞金支給要綱(昭和59年3月9日)」に基づき災害見舞金を支給する。

《市条例に基づく災害見舞金》	
全焼、全壊もしくは流出	50,000円／世帯
半焼、半壊	20,000円／世帯

*資料IV.3.4「行橋市災害見舞金支給要綱」

第6項 生活資金の確保

災害により住居、家財等に被害を受けた者が生活の建て直し、自立助長のため必要となる資金の支給や貸付制度について、県、市及び関係機関は、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務について適切かつ迅速に実施する。

市は、平常時から関係機関との連絡体制を確立しておき、発災後においては速やかに被災者の生活再建に向けた支援を開始する。

1. 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

市は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

(1) 対象となる自然災害

被災者生活再建支援法による支援金の支給対象となる災害は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- 1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号または2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- 2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- 3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- 4) 1)または2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- 5) 1)～3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- 6) 1)もしくは2)の市町村を含む都道府県または3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)における自然災害

※4)～6)の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

(2) 支給対象世帯

- 1) 住宅が全壊した世帯
- 2) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- 3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- 4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

(3) 支給条件

1) 支給金額

下表に示す限度額の範囲内で、以下の2つの支援金の合計額が支給される。なお、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4となる。

7. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (上記1)に該当)	解体 (上記2)に該当)	長期避難 (上記3)に該当)	大規模半壊 (上記4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

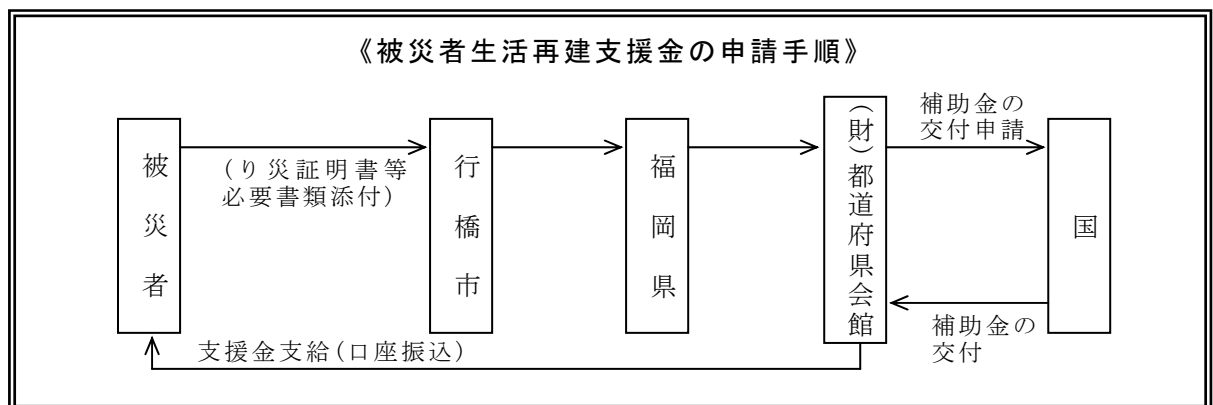
4. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、合計で200(または100)万円

(4) 申請手続き

支給申請は被災者が市に行き、提出を受けた市は申請書等の確認を行い、とりまとめの上県に提出する。県は、当該書類を委託先である財団法人都道府県会館に提出する。



2. 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金は、低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長・促進を目的として、災害救助法の適用に至らない程度の災害等により負傷し、または住居・家財等に被害を受けた低所得世帯のため、県が貸し付ける資金である。なお、申し込みは市社会福祉協議会が窓口になっている。

《生活福祉資金貸付の対象者》

【低所得世帯】
資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市民税非課税程度)。

【障がい者世帯】
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者(現に障がい者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む)の属する世帯。

【高齢者世帯】
65歳以上の高齢者の属する世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者等)。

3. 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により世帯主が負傷し、または住居もしくは家財に相当程度の被害を受けた世帯に対しては、市が条例等に定めるところにより、生活の立て直しに必要な資金を無利子もしくは低利率にて被災者へ貸付ける。

本制度の詳細については、本編第4章第1節第1項に示すとおりである。

4. 母子寡婦福祉資金の貸付

「母子及び寡婦福祉法」に基づき、災害により被害を受けた母子家庭や寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため母子寡婦資金の貸付を行う。

《母子寡婦福祉資金貸付の概要》

- a. 対象資金：住宅資金
- b. 対象者：母子家庭の母または寡婦
- c. 貸付限度：150万円以内(特に必要と認められる場合200万円以内)
- d. 償還期間：6月以内の据置期間経過後6年以内(特に必要と認められる場合7年以内)

第7項 租税の徴収猶予・減免等

市は、被災者に対する市税の減免・申告、申請等の書類提出に関する期限延長・徴収猶予等について、市が定める条例等の規定に基づいて実施する。また、あわせてこれらの猶予・減免措置を行う場合においては、広報誌やホームページ等で内容の周知を徹底し、税の徴収について不公平感をなくすよう努める。

1. 市税等の徴収猶予・減免措置【資料編*IV.3.5、資料編*IV.3.6、資料編*IV.3.7】

被災者に対する市税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は市条例等の規定に基づき実施する。

(1) 市税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

災害により、市税の申告、申請、納付、納入等を行うことができないときは、災害がおさまった日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において当期限を延長する。

(2) 市税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付または納入することができないときは、申請に基づき1年以内の延長を行うことができる(地方税法第15条)。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うことができる。

*資料IV.3.5「行橋市市民税減免取扱規則」

*資料IV.3.6「災害被害者に対する固定資産税の減免に関する規則」

*資料IV.3.7「災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する規則」

(3) 固定資産税の減免

災害により自己の所有する土地、家屋または償却資産につき生じた損害金額が、その土地、家屋または償却資産の価額の10分の2以上となる場合、当該年度分の固定資産税(災害が発生した日において、既に納期が経過している分を除く)の額を軽減しまたは減免する。

(4) 国民健康保険税の減免

当該年度において、天災地変等によって生活が著しく困難となり、当該年度内にその回復の見込みがない場合、当該納税者(世帯主)の申請によって国民健康保険税(災害が発生した日において、既に納期が経過している分を除く)を軽減しまたは減免する。

2. 県税の減免等の措置

市は、住民が災害により被災した場合には、県の税務部署などと密に連絡しつつ、次のような県税の減免などの措置があることについて、その制度や内容を広く周知し、被災地の復興と住民の生活基盤の安定に資するよう努めるものとする。

(1) 被災者に対する県税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

県は、財産に被害を受けた納税義務者等が申告、申請、請求その他の書類の提出または納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認められたときは、その者の申請に基づき、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限り当該期限を延長する。

(2) 被災者に対する県税の徴収猶予

県は、財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付することができないと認められたときは、その者の申請に基づき、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限りその徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 被災者に対する県税の減免

県は、納税者が災害により著しく資力を喪失して納税困難のため必要があると認められたときは、その者の申請に基づき、県税を減免する。また、特別徴収義務者が災害により徴収不能などであると認める場合には、その者の申請に基づき、納入義務などの免除を行う。なお、個人県民税については、市が個人市町村民税を減免した場合においては、その取扱いに準じて減免する。

1) 個人事業税

事業用資産等を被災した納税義務者の申請により、被災の状況に応じて減免する。

2) 不動産取得税

災害により家屋が滅失または損壊し、当該家屋に代わると認められる家屋の取得について減免する。

3) 自動車税

所有する自動車が災害により相当のき損を受けた場合、被災の状況に応じて減免する。

4) 軽油引取税

災害により軽油の代金及び軽油引取税を受け取ることができなくなった場合また

は徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

5) 産業廃棄物税

産業廃棄物の焼却処理または埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税を受け取ることができなくなった場合または徴収した産業廃棄物税額を失った場合、その納入の義務を免除する。

(4) 滞納処分の執行の停止等

滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

3. 国税の減免措置

国は、被災者に対する納税緩和措置として、国税の徴収猶予等に関して適宜、適切な措置を講ずる。

1) 申告等の期限の延長

2) 徴収猶予

ア. 納期限未到来の場合の徴収猶予

イ. 通常の場合の徴収猶予

ウ. 災害減免法に基づく徴収猶予等

3) 減免措置

第8項 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずるものとする。

なお、広報・啓発の方法には次のものが考えられる。

インターネットによる情報提供、風評被害対策用リーフレットの作成、車内吊り広告、テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映、広報誌への掲載、講演会の開催など。